

滝沢市立学校給食センター調理等業務に関するプロポーザル実施要領

1 目 的

本市では、滝沢市立学校給食センターが供給する学校給食について、調理等業務を民間事業者に委託しているが、令和８年度で契約満了を迎え、令和９年度以降も継続して業務を委託する予定である。

この要領は、調理等業務を安全、確実かつ効率的に行うため、価格のみの競争によらず、専門的な知識、技術及び経験に基づく提案をする公募型プロポーザルを実施し、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(１) 委託業務の名称

滝沢市立学校給食センター調理等業務

(２) 委託業務の履行場所

名 称：滝沢市立学校給食センター

所在地：岩手県滝沢市外山８６番地１８

(３) 委託業務の内容

食材の受領確認、副食の調理、食器等の洗浄、調理場等の清掃（敷地内除草含む）、衛生管理、ボイラーの運転・管理、敷地内除雪等

※詳細は別紙仕様書のとおり

(４) 委託者及び事務局

ア 委託者 滝沢市長

イ 事務局 滝沢市教育委員会学校給食センター（担当：宮田）

〒020-0643 岩手県滝沢市外山８６番地１８

TEL：０１９－６８７－３４５１

E-Mail：kyushoku@city.takizawa.iwate.jp

(５) 契約期間

令和９年１月中旬から令和１４年３月３１日まで

準備期間：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（準備期間に係る経費等は事業者負担とする。）

履行期間：令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

(６) 上限提案額

５７２，７５２，４００円（税込）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す額である。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 法人又は団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 本市の令和 8・9 年度滝沢市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿の「その他（調理業務）」の区分に登録されている者であること。
- (6) これまで、学校給食に係わる大量調理施設で、調理業務等の受託実績を有している者であること。
- (7) 過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく処分を受けた者でないこと。
- (8) 食品衛生法に規定する営業許可を受けることができること。
- (9) 生産物賠償責任保険または、それと同等の賠償責任保険に加入していること。
- (10) 契約締結時までに、履行保証人を設定又は履行保証保険に加入し、その旨を証する書類を提出できること。あわせて、受託者の責めによる業務停止その他の緊急時においても学校給食の提供を継続できる業務継続計画を整備していること。
- (11) 令和 8 年 10 月 14 日開催の現地説明会の参加者であること。

4 募集等の日程

主な日程は次のとおりとする。なお、本市の都合により予定を変更する場合がある。

No	手続き等	日 程
1	公告（公募開始）	令和８年９月３０日（水）
2	現地説明会の受付	令和８年９月３０日（水）から 令和８年１０月８日（木）まで
3	現地説明会（※１）	令和８年１０月１４日（水）
4	質問受付	令和８年９月３０日（水）から 令和８年１０月１９日（月）まで
5	質問の回答	令和８年１０月２３日（金）までに回答
6	プロポーザル参加申込受付期間	令和８年１０月１４日（水）から 令和８年１０月２８日（水）まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング 審査会	令和８年１１月１２日（木）
8	審査結果及び特定者の公表	令和８年１２月８日（火）
9	業務委託契約締結（※２）	令和９年１月中旬

※１ 現地説明会は必須とする。

※２ 契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までは準備期間とし、業務の開始は令和９年４月１日からとする。

5 現地説明会

- （１）滝沢市立学校給食センターの現地説明会は、令和８年１０月１４日（水）の午前１０時から行う。
- （２）応募予定者は、必ず参加することとし、令和８年１０月８日（木）の午後５時までに会社名及び出席者の氏名を電子メールで学校給食センターへ連絡すること。
- （３）出席者は、各社２名以内とすること。
- （４）施設見学は２階廊下の窓からとし、担当職員の指示に従うこと。
- （５）説明会当日は、出席者の名刺、腸内細菌検査成績表（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌群（O-26、O-111、O-157 の３種）をすべて含み、令和８年９月以降に実施した直近のもの（写しでも可））を持参すること。
- （６）衛生管理のため、当日体調の悪い方（下痢、発熱、腹痛、嘔吐がある等）の参加は認めない。健康状態の確認のため、受付の際に事務局で用意する「衛生管理チェック表」を記載すること。
- （７）カメラ等による撮影は可とするが、撮影した画像、動画等は本業務以外に使用しないこと。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月19日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 実施要領、仕様書等の内容にかかる不明な点について、質問書（様式第6号）により、電子メールにて提出すること。

イ 件名は「調理等業務質問書（会社名）」とすること。

(3) 回答方法

ア 質疑に対する回答は、令和8年10月23日（金）までに本市のホームページ上に掲載する。この場合、質問者の会社名及び氏名等は公表しない。

イ 類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

ウ 事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

7 プロポーザル参加申込受付

(1) 受付期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月28日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

学校給食センターへ郵送（必着）又は持参（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）により提出すること。電子メール、ファクシミリによる提出はできません。

(3) 提出書類

No.	書 類	様 式
1	プロポーザル参加意向申請書	様式第1号
2	会社の概要	様式第2号
3	調理業務等の受託実績一覧	様式第3号
4	パンフレット等会社の概要がわかる資料	任意
5	賠償責任保険の証書の写し	
6	提案書 ・学校給食に対する基本的な考え方について ・調理等業務の実施体制について ・安全衛生管理体制について ・従事者等の教育及び研修について ・事業継続体制について ・その他	様式第4-1号 様式第4-2号 様式第4-3号 様式第4-4号 様式第4-5号 様式第4-6号
7	見積書	様式第5号
8	見積書の積算内訳書	任意
9	従業員（パート社員含む）の給与等の水準がわかる資料（給与表または社内規定等）	任意

No.	書 類	様 式
10	総括業務責任者（正・副）、食品衛生管理者、ボイラー等取扱責任者に充てようとする者の氏名、資格の有無、入社年月日、従事实績の一覧又は採用等に関する計画書	任意
11	従事者に充てようとする者の人数（正社員・パート社員の別、資格者（管理栄養士、栄養士又は調理師等）の一覧）及び勤務体制（時間及びシフト）がわかる資料並びにその採用等に関する計画書	任意
12	令和9年4月1日から業務を開始するための準備期間（契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで）における準備内容がわかる資料	任意

（４）提出部数

正本１部、副本１０部

（５）提出書類の取扱

ア 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として事業者が負うものとする。

ウ 提案は、１社につき１案とする。

エ 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された関係書類は、特定者の選定に係る公表以外に事業者が無断で使用しないものとする。

オ 関係書類の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、記載された内容の変更は認めない。

カ 提出された書類は返却しない。

８ プレゼンテーション及びヒアリング審査会

プロポーザル参加申込した者の中から、提出された書類とヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）により審査を実施し、最も適当と判断される者を総合評価の上、最優秀者（契約候補者）と次点者の各１者を選定する。

（１）日程

ア 日 時 令和８年１１月１２日（木）

※実施日時等の詳細は、申込者に対して電子メールで別途通知する。

イ 場 所 滝沢市役所４階 中会議室（予定）

ウ 時間配分 プレゼンテーション １５分以内（予定）

質疑応答 １０分以内（予定）

(2) 内容

- ア あらかじめ提出した書類に基づき説明し、同内容と相違ないように留意すること。
なお、提出した書類以外の追加資料の提出は認めない。ただし、本市が求めた場合はその限りではない。
- イ 審査の順番は、参加申込書の提出（受付）順とする。
- ウ 参加者人数は、最大3名までとする。
- エ 審査は、非公開とする。
- オ 会場には、大型ディスプレイ等（HDMI 接続可能）を用意するので、各自 PC を準備し、提出した提案書により説明すること。

(3) 審査

審査は、滝沢市立学校給食センター調理等業務の受託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて、審査を行う。

選考委員会は、次の委員（6名以内）をもって組織する。

- ア 滝沢市立学校給食センター運営委員会が推薦する者
- イ 滝沢市教育委員会教育次長
- ウ 滝沢市教育委員会教育長が指名する者
- エ 学識経験者

(4) 選考基準

選考基準は、別添「滝沢市立学校給食センター調理等業務の受託業者選考基準」とする。

9 審査結果の通知

審査結果は、本プロポーザルの申込者に自身の得点、最優秀者名（受託予定業者）とその得点、次点者名とその得点を通知する。また、本市のホームページに最優秀者名及び次点者名を掲載する。なお、審査内容、採点結果及び選定過程に関する問合せには応じない。

10 契約

選定委員会が選定した最優秀者は、当該事業に係る契約の交渉を行う。

最優秀者が契約までの間に失格事項が判明した場合、辞退した場合、本市との契約交渉において決裂した場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

11 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件への参加要件を満たさなかったものとし、失格とする。また、随意契約締結後の場合においては、当該契約を無効とし、解除することができる。

- (1) 本プロポーザルに係る関係者に対し、故意に接触を図り、自社の有利を図る行為を行ったとき。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について、相談又は開示を行ったとき。

- (3) 提出書類に、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 参加要件を満たしていない事実が発覚したとき。
- (5) 本市から指名停止の措置を受けたとき。
- (6) 本プロポーザル手続きにおいて、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったと本市が判断したとき。

12 条件・留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。ただし、契約時には、選考業者からの提案等に基づき、仕様書の内容を変更する場合がある。
- (2) 応募に係る経費は参加者の負担とし、本市はその一切を負担しない。
- (3) 参加者は、本プロポーザルへの参加で知り得た機密情報等を本プロポーザルが終了した後も含め、不正に利用しないこと。
- (4) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、適宜判断する。
- (5) 申込者が1者であっても、提案内容を評価・実施し、基準を満たしていると判断した場合には、候補者を特定するものとする。